

(委託 再委託契約の受託者用)

誓約書

下記1の明石市業務委託契約の履行に伴う再委託契約（以下「本委託契約」という。）の締結に当たり、明石市暴力団排除条例（平成24年条例2号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団を利することとならないよう措置を講じて暴力団排除に協力するため、下記2のとおり誓約いたします。

なお、明石市がこの誓約書の写し及び役員等についての名簿その他の必要な書面等の情報を兵庫県明石警察署長（以下「明石警察署長」という。）に提供するとともに、明石警察署長に下記2(1)及び(2)に関して照会し、回答を求めると並びに明石警察署長から得た情報を他の業務において暴力団を排除するために利用し、又は教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、公平委員会、農業委員会、固定資産評価審査委員会、公営企業管理者、消防長、議会及び市が設立した地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1号に規定する地方独立行政法人に提供することについて同意します。

記

1 明石市業務委託

(1)業務名 _____

(2)再委託者

ア 住所（所在地）_____

イ 氏名（法人名）_____

（代表者名）_____

2 誓約事項

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しません。

ア 条例第2条第1号で規定する暴力団

イ 条例第2条第2号で規定する暴力団員

ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者

(2) 資材又は原材料の購入契約その他の本委託契約の履行に伴い締結する契約を締結するに当たり、前号のアからウまでに該当する者（以下「暴力団等」という。）を契約の相手方としません。

(3) 前2号のほか、本委託契約の約定及び本委託契約に係る「暴力団等排除に関する特約」の各条項に違反したときには、契約の解除、違約金の請求その他の貴市が行う一切の措置について異議を述べません。

(4) 本委託契約の履行に伴い、暴力団等から業務の妨害その他の不当な手段による要求（以下「不当介入」という。）を受けたときには、再委託者に報告するとともに明石警察署長に届け出て、捜査上必要な協力を行います。

令和 年 月 日

明石市長 様

住所
(所在地)

(再委託契約の受託者)

法人名

代表者名

印

役員一覧表（再委託契約における暴力団等排除に関する特約第4項関係）

【記載方法】

- ① 記載例に従って、役職、氏名、カナ、生年月日、性別を記載してください。
- ② 個人事業者の場合には代表者を、法人の場合にはその役員又はその支店若しくは常時建設委託の請負契約を締結する事務所の代表者等を記載してください（暴力団等排除に関する特約第6項各号を参考にしてください。）。
- ③ 生年月日の記載について、元号に○をつけてください。
- ④ 性別の記載について、どちらかに○をつけてください。
- ⑤ 同一内容であれば任意の様式での提出も可とします。

役職	氏名	カナ	生年月日	性別
(記載例) 代表取締役社長	明石 太郎	アカシ タロウ	大正 昭和 平成 年 月 日	⊙男 ・ 女
〇〇支店長	明石 花子	アカシ ハナコ	大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ ⊙女
現場代理人	明石 次郎	アカシ ジロウ	大正 昭和 平成 年 月 日	⊙男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女
			大正 昭和 平成 年 月 日	男 ・ 女

(参考2(1)関係)

ア 条例第2条第1号に規定する暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集团的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体

イ 条例第2条第2号に規定する暴力団員 暴力団の構成員

ウ 上記のほか、明石市が行う契約からの暴力団排除に関する要綱別表に規定する者 下記参照

暴力団員が役員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第9条第21号ロに規定する役員をいう。以下同じ。）として、又は実質的に経営に関与している事業者
暴力団員を業務に関し監督する責任を有する者（役員を除く。以下「監督責任者」という。）として使用し、又は代理人として選任している事業者
暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者
次に掲げる行為をした事業者。ただし、事業者が法人である場合にあっては、役員又は監督責任者が当該行為をした事業者に限る。 (1) 自己若しくは自己の関係者の利益を図り、又は特定の者に損害を与える目的を持って、暴力団の威力を利用する行為 (2) 暴力団又は暴力団員に対して、金品その他財産上の利益の供与をする行為 (3) 前2号に掲げるもののほか、暴力団又は暴力団員と社会的に非難される関係を有していると認められる行為